

取引約款

外国為替証拠金取引
外国為替オプション取引

サクソバンクFX株式会社

第一種金融商品取引業者

登録番号：関東財務局長（金商）第239号

加入団体：日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会、日本投資者保護基金

住所：〒106-0041 東京都港区麻布台1-7-2 神谷町サンケイビル10F

ウェブサイト：<http://www.saxobank.co.jp>

電子メール：info@saxobank.co.jp

電話：0120-007-390

外国為替証拠金取引および外国為替オプション取引をご検討されるにあたっては、この取引約款、取引説明書その他当社から交付される資料をよくお読みいただき、内容を十分にご理解ください。ご不明な点等がございましたら、ご遠慮なく当社管理部までご連絡ください。

この取引約款は2010年7月5日付のものであり、これ以前のバージョンはこの取引約款に差し替えられます。最新の取引説明書と併せてお読みください。最新の取引約款、取引説明書は当社ウェブサイトにてご覧になれます。取引約款、取引説明書その他の補足文書、資料および更新のご案内等は、必ず保管のうえご参照ください。

C1_01_201007



THE SPECIALIST IN
TRADING & INVESTMENT

【 目 次 】

第1章 総則	
第1節 通則	1
第2節 取引	5
第3節 債権債務	9
第2章 外国為替証拠金取引	11
第3章 外国為替オプション取引	12

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

- 第1条** この取引約款(以下「本約款」と言います。)は、契約者ご本人(以下「お客様」と言います。)とサクソバンクFX株式会社(以下「当社」と言います。)との間で行う外国為替証拠金取引または外国為替オプション取引に係る取り決めです。
- 2 本約款において、第1章(第1条から第43条まで)は外国為替証拠金取引および外国為替オプション取引に関する共通の取決めです。
- 3 本約款において、第2章(第44条から第50条まで)は外国為替証拠金取引に関する取決めです。
- 4 本約款において、第3章(第51条から第59条まで)は外国為替オプション取引に関する取決めです。
- 5 お客様と当社は、第2項から第4項に定める区分に応じた本約款の定めに従ってそれぞれの取引を行うこととします。

(定義)

- 第2条** 本約款において「本契約」とは、本約款にもとづいてお客様と当社の間で締結された契約を言います。
- 2 本約款において「取引説明書」とは、金融商品取引法第37条の3関連書類として当社が交付する「取引説明書」を言います。
- 3 本約款において「本取引」とは、以下の区分に応じて使用します。
- 第1章(第1条から第43条まで)においては外国為替証拠金取引および外国為替オプションのことを言います。
- 第2章(第44条から第50条まで)においては外国為替証拠金取引のことを言います。
- 第3章(第51条から第59条まで)においては外国為替オプション取引のことを言います。
- 4 本約款において「本システム」とは、本取引を行うために当社がお客様に提供するインターネットのしくみを利用した電子取引システムを言います。
- 5 本約款において「サーバー」とは、本システムの中央処理コンピュータを言います。
- 6 本約款において「クライアント」とは、サーバーに接続するために使用するお客様のパーソナルコンピュータまたは携帯電話を含む携帯端末を言います。
- 7 本約款において「市場」とは、銀行間外国為替取引市場(インターバンク市場)を言います。
- 8 本約款において「建玉」とは、本取引における未決済の約定を言います。
- 9 本約款において「転売」とは、既存の買建玉に対する売りの約定を成立させる行為、「買戻し」とは、既存の売建玉に対する買いの約定を成立させる行為を言います。
- 10 本約款において「差金決済」とは、転売もしくは買戻しを行い、買付総代金と売付総代金の差額だけを受け払いすることによって建玉を決済する行為を言います。

- 11 本約款において「取引証拠金」とは、本取引を行うためにお客様が当社に担保として預託する証拠金、保証金その他の金銭を言います。
- 12 本約款において「スワップポイント」とは、取引説明書の「第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引 - 【1】取引の方法」の中で説明されている「スワップポイント」を指します。
- 13 本約款において「TradeMaker」とは、取引説明書の「第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引 - 【1】取引の方法」の中で説明されている「TradeMaker」を指します。
- 14 本約款において「取引コース」とは、取引説明書の「第1章 外国為替証拠金取引・貴金属証拠金取引 - 【1】取引の方法」の中で説明されている「取引コース」を指します。

(見出し)

第3条 本約款の各条文中に括弧付きで表記された条項の見出しは本約款の解釈に影響を与えないものとします。

(自己責任の原則)

第4条 お客様は、本約款および取引説明書等当社がお客様との契約締結前にお客様に交付する説明資料を熟読してそれらの内容を理解し、取引のしくみ、リスク(危険性)および特徴等を十分に把握したうえ、お客様独自の判断と責任において本取引を行うこととします。

(法令遵守)

第5条 お客様と当社は、金融商品取引法その他日本国における法令等および社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守することとします。

(適用法)

第6条 本約款は、日本国の法律により支配され、解釈されることとします。

(書面の電子交付)

第7条 当社は、お客様に交付することとして金融商品取引法に規定されている下記の書面等について、同法の規定に基づいて、書面の交付に代えて当該書面に記載すべき事項(以下「記載事項」と言います。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」と言います。)により提供(以下「電子交付」と言います。)させていただくことについて、お客様の本約款への同意をもってお客様が承諾したものとし、下記に定める記載事項について電子交付を行います。

契約締結前の交付書面

本約款および取引説明書もしくはそれらの変更に関する書面

お客様の注文約定に係る書面

取引報告書(金融商品取引法第37条の4関連書類)

お客様のお取引および証拠金残高に係る書面

取引残高報告書(金融商品取引法第37条の4関連書類)

お客様から預託された証拠金に係る書面

証拠金受領書(金融商品取引法第37条の5関連書類)

2 お客様は、当社から電子交付された記載事項の内容を確認する義務を負います。お客様は、それらの記載事項の内容に異議がある場合は、当該電子交付の日から10営業日以内に、当社に対して電子メールまたは書面によりその旨を申し出ることとします。上記期間内に申し出がなされなかった場合は、お客様はそれらの電子交付の内容を確認し承認したものとみなします。

(届出事項の変更届出)

第8条 お客様は、当社に届け出た、氏名または名称もしくは商号、印章もしくは署名、住所もしくは事務所の

所在地、電話番号、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは遅滞なく、当社に対し電子メールまたは書面によりその旨の届出をすることとします。届出がなされなかった場合は、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により本契約を解約することができることとします。

(禁止行為)

第9条 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことにあらかじめ同意することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。

新たな建玉または決済を伴わない状況で、本システムまたは本システムの運用に対して不当に負荷を強い
る行為。

お客様と当社の間で交わされた電子メール、チャット、電話、書簡等の内容を当社の同意を得ずに公開す
る行為。

当社の役職員（当社が業務を委託している相手方の役職員を含みます。）に対する暴言、恫喝、脅迫、虚
言、誹謗中傷、名誉を毀損する言動、業務を妨害する行為等。

本システムまたはインターネットの脆弱性、市場の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為。

前各号のほか、当社とお客様または他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為。

(通知の効力)

第10条 お客様が当社に届け出た住所または事務所あるいは電子メールアドレスにあて、当社によりなされた
諸通知は、転居、不在、電子メールアドレスの変更その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または
到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

(当社に対する指図)

第11条 お客様は、第17条第1項第1号に定める解約に係る指図、第29条第1項第5号に定める取引証拠金の
払い出しに係る指図、第48条に定める注文に係る指図および第54条に定める注文に係る指図を除いて、また
は法令等に定められた場合を除いて、当社に対して指図を行うことはできません。

(通話の記録)

第12条 お客様は、お客様と当社の間で交わされる電話による会話の内容を、当社がお客様から事前に承諾を
得ることなく録音する場合があることにあらかじめ同意することとします。

(約款の変更)

第13条 本約款について、当社から諾否の回答期限を定めて変更の通知があった場合において、お客様が所定
の期間中に異議の申出をしなかったときは、その変更に同意したものとします。

2 前項に定める通知は、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によって行う
こととします。

(諸料金等)

第14条 お客様は、当社が定める手数料および公租公課その他の賦課金を、当社の定める日時および方法によ
り、当社に支払うこととします。

2 お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うこととします。

(預託金銭の利息)

第15条 お客様は、本取引に関し当社に預託した取引証拠金、本取引により生じた益金その他の本取引に関す
る金銭に対しては、利息が発生しないことにあらかじめ同意することとします。

(報告書等の作成および提出)

第 16 条 お客様は、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他の情報を日本国の政府機関等あてに報告することにあらかじめ同意することとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力することとします。

2 当社は、前項の定めに基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害について、免責されることとします。

(解約)

第 17 条 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第 36 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、本契約は直ちに解約されることとします。ただし、解約時においてお客様に係る本取引等の未決済勘定が残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。

お客様が当社に対し解約の申出をしたとき。

お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき。

第 13 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。

カバー取引(金融商品取引業等に関する内閣府令第 94 条第 1 項第 1 号に定める意味を有します。以下同じです。)の相手方がカバー取引に応じ得なくなったとき。

前各号のほか、やむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。

(免責事項)

第 18 条 次の各号に掲げる損害等については、当社は免責されることとします。

天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、金融市場や取引所の閉鎖・混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、現物の受渡し、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害等。

国内外の休日または当社の取扱時間外のために、お客様の注文に応じ得ないことにより生じる損害等。

本取引に係る諸通知が遅延したことにより生じる損害等。

電信または郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害等。

所定の書類に使用された印章または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、寄託した証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害等。

本システムのサーバーまたはその関連機器のハードウェアもしくはソフトウェアの障害等により生じた損害等。

クライアントまたはその関連機器のハードウェアもしくはソフトウェアの障害等により生じた損害等。

本システムのプログラムの障害等により生じた損害等。

第三者によるシステム運用の妨害等により生じた損害等。

インターネットを利用した通信の障害等により生じた損害等。

天災地変等やむをえない事情による本システムの中断、停止、誤作動等により生じた損害等。

第 46 条または第 53 条に定める取引条件の変更により生じた損害等。

第 34 条に定める強制決済により生じた損害等。

(管轄裁判所)

第 19 条 お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的な管轄裁判所とします。

第2節 取引

(取引方法)

第20条 お客様は、本取引に係る指図および照会については、全て本システムにより行うこととします。

2 お客様は、お客様からお預りしている取引証拠金の返戻に係る指図を除いて、当社が面談、電話、ファクス、電子メール、その他類する方法により本取引に係る指図および照会を受け付けないことにあらかじめ同意することとします。

(インターネット利用環境)

第21条 お客様は、本システムを利用するために必要となるコンピュータ、ソフトウェア、関連機器、インターネットへの接続環境および電子メールアドレスを自己の責任において準備し、かつ安定的に維持することとします。

(使用時間)

第22条 お客様が本システムを使用できる時間の範囲は当社が定めることとします。

2 お客様は、前項に定める時間の範囲が事前の通知なく変更されることがあることにあらかじめ同意することとします。

(指図の受け付け)

第23条 お客様の本取引に係る指図は、サーバーに接続されたお客様のクライアントに指図内容が入力され送信された後、サーバーがその入力内容を受信した時点で受け付けられたこととします。

(注文の執行および処理)

第24条 本取引の約定日は、本取引の成立を当社が確認した日とします。

2 お客様の当社への注文は、原則として当社が定めた取引時間内に行われることとします。

3 注文が当社において遅滞なく処理される限り、インターネットの状況、時差、取引時間、市場の取引状況等の理由によりお客様の発注日時と約定日時とが異なっても正常な処理とします。

(ユーザーIDとパスワード)

第25条 お客様が本システムを使用することを当社が承諾した場合、当社はお客様が本システムを使用するために必要となるお客様識別番号(以下「ユーザーID」といいます。)およびパスワードをお客様に発行し、当社の定める方法でお客様に通知します。

2 パスワードについては、お客様が当社の定める規則にしたがって変更することとします。

3 本システムにお客様が入力したユーザーIDとパスワードの組合せが、当社の管理するユーザーIDとパスワードの組合せと一致した場合に限り、お客様は本システムを使用することができます。

4 ユーザーIDとパスワードはお客様自身に限り使用することができ、第三者に貸与または譲渡することはできません。

5 当社は、お客様のユーザーIDとパスワードを使用して本システムに対して行われた売買注文に係る指図および照会等については、お客様自身が行ったものとみなします。

6 お客様は、お客様がユーザーIDとパスワードを第三者に貸与若しくは譲渡した場合、またはお客様の不注意、盗難、窃取、詐欺、通信の傍受、盗聴等によりお客様のユーザーIDとパスワードが第三者に漏洩した場合等により、第三者が注文、指図または照会を行った場合には、それはお客様による注文、指図または照会として扱われることにあらかじめ同意し、また、第三者による本取引に係る注文、指図または照会に起因して生じた結果や損害については、事情のいかんを問わず全てお客様が責を負うことにあらかじめ同意することとします。

7 お客様は、ユーザーIDとパスワードが不正に使用されている可能性を認めた場合は、遅滞なく当社にその旨を連絡することとします。

(クライアントの障害等)

第26条 お客様は、クライアントに障害が生じた場合は、お客様の責任において障害を取り除くこととし、当社がクライアントの障害等について一切の問合せを受けないことにあらかじめ同意することとします。

2 お客様は、クライアントに対する操作の誤り、またはクライアントの不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害および損失については、全てお客様に帰属することにあらかじめ同意し、当社は一切その責を負わないこととします。

(携帯電話用取引システム)

第27条 当社が本システムで提供する携帯電話用の取引システムは、本取引に必要な全ての機能を備えているわけではないため、お客様はパーソナルコンピュータ用の取引システムを利用できる環境を用意し、携帯電話用の取引システムは補助的な手段としてのみ利用することとします。

2 携帯電話用の取引システムについては、携帯電話に使用されているハードウェアやソフトウェアが多様であり技術進歩も早いことから、全ての携帯電話の機種について動作確認が行われているわけではありません。お客様はこのことを十分に認識し、また、これによって携帯電話の機種によっては動作または表示に不具合や誤作動が生じたり取引ができなかったりする可能性があることをあらかじめ了承することとします。

3 携帯電話用の取引システムは携帯電話の全ての機種には対応していません。お客様は、お客様の責任において、当該システムを利用する前に必ず当社が提供するデモトレード(シミュレーション)で動作や表示を確認し、実際の取引で使用しても問題がないとお客様が独自に判断した場合に限り、当該システムを利用することとします。

4 前項の定めは、当社が推奨する携帯電話の機種についても適用されることとします。

5 携帯電話用の取引システムで実際の取引を行って何らかのシステム的な問題が発生した結果、お客様が損害等を被った場合でも、その責は全てお客様が負うこととします。

(店頭デリバティブ取引口座による処理)

第28条 お客様は、当社と本取引を開始するにあたっては、当社にお客様の本取引に係る店頭デリバティブ取引口座(以下「本口座」と言います。)を開設することとします。

2 本取引において、当社とお客様の間で授受する金銭は、すべて本口座で処理することとします。

3 本口座は取引コースごとに開設されます。

4 第29条に定める取引証拠金、第31条に定める自動ロスカット、第34条に定める強制決済、第36条に定める期限の利益を喪失した場合の決済等の取扱いは、前項の定めに応じて開設された各本口座ごとに適用されます。

5 本口座開設の諾否は、当社が独自に判断し決定することとします。

6 お客様が次の各号のいずれかに該当するときは本口座の開設を申し込むことができません。本口座の開設後に該当することが判明した場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により本契約を解約することができることとします。

お客様がご自身で固有の電子メールアドレスを所有していない。

お客様が日本国内に居住していない(ただし個人の場合に限ります。)

お客様が内国法人ではないか内国法人であっても代表取締役および取引担当者が日本国内に居住していない(ただし法人の場合に限ります。)

お客様が反社会的勢力の一員であるかまたは反社会的勢力と交友関係を有する。

お客様が本取引をマネーロンダリング等の公序に反する取引その他不法または不正の疑いのある取引に利用する可能性がある。

法律上の行為能力を有しない(ただし個人の場合に限ります。)

(取引証拠金の取扱い)

第29条 本取引に係る取引証拠金の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

お客様は、新規に建玉を持つために買い注文または売り注文を出すときは、あらかじめ、当社が定める額以上の取引証拠金を、当社の定める方法により、当社に預託することとします。

当社は、本口座におけるお客様の資産を全て取引証拠金として受け入れることとします。

取引証拠金として当社が受け入れる通貨の種類は、当社が定めることとします。

当社は、本取引により損益金が生じた場合、お客様に事前に通知することなく、当社の定める方法により、当該損益金を取引証拠金に振り替えることができることとします。

当社は、本取引に係るお客様の未決済の建玉に対し、当社の定める日時を為替相場に基づいて時価評価を行います。その計算上の損益金、第30条および第50条に定める振替を行う前の建玉に係る損益金ならびに取引に係る手数料等を、取引証拠金と合算して、その時点においてお客様が当社に預託されている資産の時価(以下「純資産」と言います。)を求めます。純資産の額が、建玉に必要とされる取引証拠金の額(以下「必要証拠金額」と言います。)を超過する場合において、お客様から当該超過する額の全部または一部についての払い出しの請求を受けたときには、当社は、超過額の範囲において、当該請求を受付けた日から起算して国内銀行の4営業日以内に当該請求に係る額をお客様があらかじめ指定した銀行等の口座に送金することとします。ただし、請求額が当社の定める出金締め切り時刻において返還可能な額を超過している場合は、一切の返還を行わないこととします。

当社は、当社が前項に定める当社からの送金を通常の手続きに従って行ったにもかかわらず遅延が生じた結果、お客様に損失または損害が発生しても、一切の責任を負いません。

当社が必要証拠金額を変更したときは、未決済建玉に対しても変更後の必要証拠金額が適用されることとします。

前各号に定めるほか、本取引に係る取引証拠金の取扱いについては、当社の定めるところによることとします。

(ロールオーバー処理)

第30条 当社は、米国東部標準時における月曜日から金曜日の午後5時よりロールオーバー処理を行います(ただし当社が指定する日を除く。)。ロールオーバー処理では次の各号の処理が行われます。

決済済み建玉の取消しおよび未決済建玉の繰越し

第2項に定める損益金の振替

第3項に定める取引手数料の振替

第50条に定めるスワップポイントの振替

2 当社は、建玉が決済されることとなる取引(以下「決済取引」と言います。)が行われた場合、ロールオーバー処理において、その決済取引の結果発生した損益金を取引証拠金に振替えます。益金は取引証拠金に加算し、損金は取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が増減することにあらかじめ同意することとします。

3 当社は、本取引において取引手数料が発生した場合は、ロールオーバー処理において、取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が減少することにあらかじめ同意することとします。

(自動口スカット)

第31条 お客様は、必要証拠金額に対する純資産の額の比率が当社の定める水準に達した場合には、当社が、お客様が本口座を通じて行っているすべての店頭デリバティブ取引を決済するために必要な転売または買戻しを、成行注文で、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、直ちに行うことにあらかじめ同意することとします。

- 2 お客様は、前項に定める決済の対象となる建玉が二以上ある場合、当社がお客様の建玉を決済する順序に関し、お客様に事前に通知することなく、当社の裁量により決定されることにあらかじめ同意することとします。
- 3 お客様は、第1項に定める決済は成行注文で行われるため、市場の取引状況等によっては当該注文が約定するまでに価格が変動する可能性があり、それによって損失が拡大する可能性があることをあらかじめ了承することとします。
- 4 お客様は、第1項に定める決済が行われた場合に生じる損金を、当社が、お客様に事前に通知することなく、取引証拠金から差し引くことにあらかじめ同意することとします。また、損金額が純資産の額を上回って不足金が発生した場合、お客様は、当該不足金の額を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払うこととします。当社が、指定する期日までに当該不足金の支払いを確認できない場合、お客様は、履行期日の翌日より履行の日まで、当社が定める率による遅延損害金を当社に対して支払うこととします。
- 5 お客様は、必要証拠金額に対する純資産の額の比率が当社の定める水準に達した場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の未約定の注文を直ちに取り消すことにあらかじめ同意することとします。

(提示価格)

第 32 条 当社は、市場における取引情勢を指標として、売価格と買価格を常に同時に提示します。売価格と買価格にはスプレッド（価格差）があり、お客様から見た買価格はお客様から見た売価格よりも高くなります。また、本取引の取引対象の価格が急変動したり流動性が低下するなどの状況によっては、スプレッドが拡大する、あるいは価格そのものを提示することができないことがあり、お客様が意図した取引ができない可能性があります。これらのことについて、お客様はあらかじめ了承することとします。

- 2 本システムの障害や誤作動、市場参加者から当社が受け入れる価格の異常等により、市場の取引情勢から乖離した価格（以下「異常レート」と言います。）が提示される可能性があります。お客様は異常レートについて次の各号の定めにあらかじめ同意することとします。

当社は、異常レートの発生を防ぐために善良なる管理者の注意を持って努力しますが、異常レートの発生を防ぐことを保障するものではありません。

本取引に適用された価格が異常レートであるかどうかの判断は全て当社が行うこととし、お客様は当社の判断に従うこととします。

異常レートでお客様の注文が約定した場合、当社は事後にその約定を修正または取り消すことができることとします。これに伴い、お客様に既に利益が発生していた場合は、当社にその利益分を返還していただき、既に損失が発生している場合は、その損失を返還させていただきます。

お客様は、お客様に係る本取引に適用された価格が市場の取引情勢から乖離していると判断した場合、当社に対して当社が定める期限内において当該価格の修正を依頼することができます。ただし、第2号の規定のとおり異常レートかどうかの判断は全て当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。

異常レートの発生に起因してお客様が損害を被った場合でも、当社はその損害について一切の責任を負いません。

- 3 お客様は、成行注文において、第23条の定めにより生じる時間差に起因して、取引画面に提示された価格と実際に約定した価格が異なる場合があることにあらかじめ同意することとします。
- 4 お客様は、逆指値注文において、市況により実際の約定値がお客様の指定した価格とは同一にならない場合があることにあらかじめ同意することとします。
- 5 お客様は、指値注文において、お客様が指定した価格と当社が提示する価格が一致したときでも、その指値注文の一部または全部が約定しない場合があることにあらかじめ同意することとします。

(チャート)

第 33 条 当社が本システムで提供するチャート（価格の動向をグラフ等で表したもの）が示す価格はあくまで参考値であり、必ずしもその価格で実際に取引が約定したことを意味するものではなく、また取引が約定することを保証するものではありません。

(強制決済)

第 34 条 お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じた場合に、当社が、お客様が本口座を通じて行っているすべての店頭デリバティブ取引を決済するために必要な転売または買戻しを、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により行うことにあらかじめ同意することとします。

第 36 条に定める期限の利益を喪失した場合

本取引に係る当社のカバー取引の唯一の相手方であるサクソ銀行が当社とのカバー取引に応じ得なくなった場合

当社がお客様の意思を 1 年を超えて確認できない場合

お客様が第 9 条に定める禁止行為を行ったと当社が判断した場合

(TradeMaker)

第 35 条 お客様が TradeMaker を利用して行う取引は全てお客様の計算において行われ、その取引の結果については全てお客様が責を負います。

2 お客様は、英語を十分に理解する能力を有する場合に限り TradeMaker を利用することができ、そうでない場合は TradeMaker を利用してはならないこととします。

第 3 節 債権債務

(期限の利益の喪失)

第 36 条 お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じ、または生じる恐れがあると当社が判断した場合には、当社からの通知、催告等がなくても当社に対する本取引に係る債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

お客様について、支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算手続開始の申立または私的整理手続の開始があったとき。

お客様が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、差押がなされまたは差押の命令もしくは通知が発送されたとき。

お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始があったとき。

外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。

住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となったとき。

お客様の死亡が確認されたとき。

お客様または当社が、司法または行政機関等から法令にもとづき本取引の停止を命じられたとき。

2 お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じた場合、当社の請求によって当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することとします。

お客様の当社に対する本取引に係る債務その他一切の債務について一部でも履行を遅滞したとき。

お客様の当社に対する債務(ただし、本取引に係る債務を除きます。)について差し入れている担保の目的物について差押、または競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含みます。)があったとき。

お客様が本約款その他一切の当社との取り決めに違反したとき。

前 3 号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(事由の報告)

第 37 条 お客様は、前条第 1 項および第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直ちに電

子メールまたは書面をもってその旨の報告をすることとします。

(期限の利益を喪失した場合等における決済)

第 38 条 お客様は、お客様が第 36 条第 1 項各号のいずれかに該当したときは、お客様が本口座を通じて行っているすべての店頭デリバティブ取引を決済するために必要な転売または買戻しを、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により行うことにあらかじめ同意することとします。この場合、当社がお客様の計算において行ったすべての店頭デリバティブ取引についての転売または買戻しの結果、お客様の当社とのすべての店頭デリバティブ取引は一括して当然に終了し、かかる終了によりお客様が当社に対して負う債務は、第 39 条各項に定める差引計算により、お客様の当社に対する単一の債務となり、催告なくして直ちに支払うべきものとなります。

- 2 お客様は、お客様の当社に対する店頭デリバティブ取引に係る債務について、お客様が一部でも履行を遅滞したときは、お客様が本口座を通じて行っているすべての店頭デリバティブ取引を決済するために必要な転売または買戻しを、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により行うことにあらかじめ同意することとします。
- 3 お客様は、お客様が第 36 条第 2 項の各号のいずれかに該当したときは、当社の請求により、当社の指定する日時までに、お客様が本口座を通じて行っているすべての店頭デリバティブ取引を決済するために必要な転売または買戻しを、当社に指図して行うこと(ただし、前項の定めにより当社が転売または買戻しを行う場合を除きます。)にあらかじめ同意することとします。
- 4 お客様は、前項の日時までに、お客様が転売または買戻しの指図を行わないときは、お客様が本口座を通じて行っているすべての店頭デリバティブ取引を決済するために必要な転売または買戻しを、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により行うことにあらかじめ同意することとします。
- 5 お客様は、前各項の転売または買戻しを行った結果、損失が生じた場合には、当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うことにあらかじめ同意することとします。

(差引計算)

第 39 条 お客様が、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の当社に対する店頭デリバティブ取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当社は相殺することができることとします。

- 2 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することもできることとします。
- 3 前 2 項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については当社の定める利率および率によるものとし、また債権および債務の支払い通貨が異なるときに適用する為替相場については、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場を適用し、お客様の当社に対する外貨建ての債権を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における対顧客直物電信買相場を適用することとします。ただし、計算実行時に、当該相場がない場合には、それぞれ直前の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場または対顧客直物電信買相場を適用することとします。

(取引証拠金等の処分)

第 40 条 お客様が本約款に基づき当社に対し差し入れる取引証拠金その他の担保はすべて、お客様が本取引に関連して当社に対し負担する債務を担保することとします。

- 2 お客様が本取引に関し当社に対し負担する債務を、期限の利益を喪失した場合を含め、所定の時限までに履行しないとき、または第 38 条各項による転売または買戻しによりお客様が当社に対し債務を負担することとなったときは、当社が、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意の条件で処分し、その取得金から諸費用

を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議を述べないこととし、また当該弁済充当の結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこととします。

当社が占有しているお客様の有価証券等その他の財産。

(充当の指定)

第 41 条 債務の弁済または第 39 条に定める差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができることとします。

(遅延損害金の支払い)

第 42 条 お客様は、お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日(当該日を含みます。)より履行の日(当該日を含みます。)まで、当社の定める率および計算方法による延滞損害金を支払うことに、あらかじめ同意することとします。

(債権譲渡等の禁止)

第 43 条 お客様は、お客様が当社に対して有する本取引に係る債権または債務については、当社の同意なしにはこれを他に譲渡、質入れ、権利設定、継承その他の処分をしないこととします。

第 2 章 外国為替証拠金取引

(取引対象)

第 44 条 本取引は、為替相場の変動に基づく通貨の売買取引で、金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 2 号に該当する取引です。

(決済方法)

第 45 条 本取引の決済は、転売または買戻しによる差金決済で行うこととします。実際の通貨を受け渡して取引を終了する受渡決済はできません。

(取引条件)

第 46 条 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量および保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。

2 本取引において、取り扱う通貨の組合せ(以下「通貨ペア」と言います。)取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。

(取引条件の変更)

第 47 条 お客様は、当社が、通貨ペア、取引時間、必要証拠金額、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。

2 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

3 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によりお客様に通知します。

4 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむをえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意する

こととします。

(注文の指図)

第 48 条 本取引における通貨ペア、数量、価格その他の注文の内容および注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。

(価格およびスワップポイント)

第 49 条 本取引に適用される価格およびスワップポイントは、当社が提示するものに限られ、お客様は、当社が提示する価格およびスワップポイントの他は主張できないこととします。

(スワップポイントの振替)

第 50 条 当社は、お客様が決済取引を行うまでの間、お客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に、当社の定めるスワップポイントを取引証拠金に振替えます。スワップポイントがお客様にとって受取りの場合は取引証拠金に加算し、支払いの場合は取引証拠金をもって充当します。お客様は、これによって取引証拠金の額が増減することにあらかじめ同意することとします。

第 3 章 外国為替オプション取引

(取引対象)

第 51 条 本取引は、第 44 条に定める外国為替証拠金取引(以下「原取引」と言います。)に係る権利を売買する取引で、金融商品取引法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第 3 号に該当する取引です。

2 前項に定める権利とは、原取引において、あらかじめ指定された通貨の組合せ(以下これらを総称して「原資産」と言います。)の売玉または買玉を、あらかじめ指定された価格(以下「権利行使価格」と言います。)で、あらかじめ指定された日(以下「満期日」と言います。)に建てることのできる権利(以下「オプション」と言います。)をさします。オプションは、オプションを買付けた側(以下「買方」と言います。)が保有し、オプションを売付けた側(以下「売方」と言います。)は権利の行使に応じる義務を負います。

(取引条件)

第 52 条 お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量および保持できる建玉の数量は、当社がお客様より預託を受けている取引証拠金の額に応じて当社が定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大数量の範囲内に限られることとします。

2 本取引において、原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、必要証拠金額の計算方法、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件は当社が定めることとします。

(取引条件の変更)

第 53 条 お客様は、当社が、原資産、オプションの種類、選択できる権利行使価格の範囲、選択できる満期日の範囲、取引時間、必要証拠金額の計算方法、注文の種類、注文の有効期限、注文の最大数量、建玉の最大数量、および取引手数料等、本取引に係る取引条件を変更できることにあらかじめ同意することとします。

2 お客様は、当社が、前項に定める取引条件の変更を行った場合には、その措置に従うこととします。

3 当社は、前項に定める変更を行う場合には、当社のウェブサイトに掲載する方法もしくは電子メールまたはその両方によりお客様に通知します。

4 当社は、前項に定める通知から当社が定める期間を経過した後に取引条件の変更を行います。ただし、やむ

をえない場合は、通知後直ちに取引条件の変更を行うことがあることについて、お客様はあらかじめ同意することとします。

(注文の指図)

第 54 条 本取引における原資産、注文の数量、オプションの種類、権利行使価格、満期日その他の注文の内容および注文の執行方法等については、当社の定めに従って、お客様があらかじめ指図することとします。

(買付け代金)

第 55 条 お客様がオプションを買付けるときは、買付け代金を当社に支払います。買付け代金はお客様の本口座に預託されている取引証拠金から差引かれます。

- 2 お客様がオプションを買付けるときは、お客様は必ず事前に本口座における現金（純資産のうち必要証拠金額を超える余剰部分に相当する取引証拠金を言います。以下同じです。）の残高を確認することとし、その現金が買付け代金に対して不足している場合は、お客様は注文を執行しないこととします。
- 3 オプションを買付けた結果、本口座における現金が不足する状態（現金残高がマイナスの状態）となった場合は、お客様は、直ちに当該不足額以上の金額を当社に送金することとします。
- 4 当社は、当社が定める日時までに、当社の銀行口座において、前項に定めるお客様の送金による着金を確認できない場合は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、成行注文による反対売買によって、お客様の当該建玉を決済します。
- 5 前項に定める決済を行った後でもなお現金が不足する状態である場合は、当社は、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社の裁量により、成行注文による反対売買によって、お客様の他の建玉を決済します。
- 6 お客様は、前2項に定める決済についてあらかじめ同意することとします。

(売付け代金)

第 56 条 お客様がオプションを売付けるときは、売付け代金を当社が支払います。売付け代金はお客様の本口座に預託されている取引証拠金に加算されます。

(取引の終了)

第 57 条 オプションの未決済建玉は、反対売買（転売または買戻し）により差金決済することができます。

- 2 買方が第58条に定める権利行使を行った場合は、オプション取引は原取引に移行します。
- 3 満期日に権利行使が行われない場合は、オプションは消失し取引は終了します。

(権利行使)

第 58 条 買方が権利行使を行うためには、権利行使価格と清算価格を比較して評価益があることが必要です。この場合、満期日には自動的に権利行使が行われます。当該評価益がない場合は、オプションは自動的に消失します。

- 2 権利行使は、満期日における米国東部標準時午前 10 時に行われます。このときに当社が提示する原資産の価格が清算価格となります。
- 3 権利行使が行われて原取引に建玉ができたとき、相殺されるべき建玉があった場合は、次のロールオーバー処理で決済されます。
- 4 満期日までの残存期間が 1 週間以内になると、転売および買戻しは制限されるようになり、為替相場の状況等によっては注文が受け付けられない場合もあります。

(取引口座)

第 59 条 本取引は、外国為替証拠金取引の取引コースにおいてスタンダードまたは FX CHOICE の取引口座を開

設している場合に行うことができ、ミニの取引口座では行うことができません。

以上